

雇用保険 加入申込書

◆ 加入対象者

- 週 20 時間以上かつ 31 日以上雇用する見込みがある。
 事業主、役員、同居の親族等は基本的に雇用保険の被保険者とはなりません。

所 属 支 部	<input type="checkbox"/> 甲府 <input type="checkbox"/> 山梨 <input type="checkbox"/> 塩山 <input type="checkbox"/> 大月 <input type="checkbox"/> 東部 <input type="checkbox"/> 富士北麓 <input type="checkbox"/> 甲南 <input type="checkbox"/> 中央		
事業所名 (社名・屋号)			
事業所所在地	〒	TEL:	
		FAX:	
代表者名		携帯:	
代表者住所	〒	TEL:	
		FAX:	
事務担当者名		TEL:	
メールアドレス			
事業開始年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日		
常時使用労働者数	人		
賃金締切日	日	賃金支払い日	<input type="checkbox"/> 当月 <input type="checkbox"/> 翌月 日
賃金の支払い形態	<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時間給 <input type="checkbox"/> その他 ()		
始業～終業時間	時 分 ~ 時 分		
休憩時間	午前	時 分 ~ 時 分	
	お昼	時 分 ~ 時 分	
	午後	時 分 ~ 時 分	
事業の内容 (職種)		年間の賃金支払見込額 (見込)	千円
委託希望年月日	令和 年 月 日 ※加入金 1,000 円、年間事務費 5,000 円又は 6,000 円		

◆ 雇用保険に加入させる方 (従業員) について

氏名	事業主との関係	生年月日	賃金額 (月額換算)
	<input type="checkbox"/> 親族 () <input type="checkbox"/> 他人		
	<input type="checkbox"/> 親族 () <input type="checkbox"/> 他人		
	<input type="checkbox"/> 親族 () <input type="checkbox"/> 他人		
	<input type="checkbox"/> 親族 () <input type="checkbox"/> 他人		

受付日	枝番号



全建総連山梨県建設労働保険組合
甲府市下石田 2 - 1 0 - 2 4
TEL055-232-8845/FAX055-226-4014

加入申込に必要なもの（書類）～申込書に添えてください～

I. 共通（被保険者に関わる書類を全員分ご準備ください）

- ①雇用保険被保険者資格取得届等事務処理依頼書（指定様式）
- ②労働者名簿（コピー）
※労働者名簿の備考欄に「最終の職歴」をご記入ください（〇年〇月まで〇〇建設…等）
- ③出勤簿又はタイムカードのコピー
- ④賃金台帳又は給与明細のコピー
※上記の③・④は雇入れ日から申込日時点までご準備ください

II. 個人事業主の場合

- ①事業主の運転免許証のコピー
- ②営業許可証又は確定申告書Bのコピー
※どちらも無い場合は、公的機関が発行した屋号の記載のある請求書又は領収書、もしくは、取引関係書類として注文書及び請書（契約書も可）のコピーをご準備ください

III. 法人の場合

- ①登記事項全部証明書のコピー

◆（参考）雇用保険料額の計算について

雇用保険料は、保険関係成立時に雇用保険被保険者となる従業員の年間賃金総額の見込み額（賞与・手当等含む）に雇用保険料率を掛けて算出し、年度の概算保険料を納付します。その後、年度末（3月）に実際の年間賃金総額を当事務組合に申告していただき、実際の年間賃金総額に雇用保険料率を掛けて確定した保険料を算定します。

概算保険料が確定した保険料を上回る場合は、翌保険年度（4月～翌年3月）の保険料額に充当を行い、足りない場合は追加で徴収します（これを年度更新と言います）。

例）Aさん（月給20万円）、Bさん（月給30万円）を雇用している場合、賞与はそれぞれ年50万円

月々の賃金総額	:	20万円（Aさん） + 30万円（Bさん）	=	50万円
年間の月給総額	:	50万円×12か月	=	600万円
年間の賞与の額	:	50万円（Aさん） + 50万円（Bさん）	=	100万円
年間の賃金総額	:	600万円（賃金） + 100万円（賞与）	=	700万円

上記の、年間の賃金総額（700万円）に雇用保険料率を掛けると…

『700万円 × 0.012 = 84,000円（←これが年間の雇用保険料額になります）』

※年3回の口座引落です（1期28,000×3回の引落）

また、雇用保険料は被保険者（労働者）負担もありますので、月々お支払いする賃金額又は賞与の額に労働者負担分として「0.004」を掛けて賃金又は賞与の額から控除します。

●Aさん（月給20万円）の場合→20万円×0.004=800円（←これを控除します）

注）上記は令和3年度の雇用保険料率に基づいて計算しています